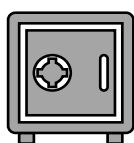


## 自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	自宅等で保管 (従来の制度)	法務局で保管 (R2.7.10) から	
概要	自宅ですべてを書く(自署する)。 ※ただし、財産目録は、パソコンで作成可		法律の専門家である公証人が 正確に作成し、保管する。
手順	自宅等	法務局	公証役場
	《遺言を書く前の準備》		公証人に相談し、アドバイスを受けながら、遺言書の真意を 正確にまとめ、作成してくれる。 
	《遺言を書く》 ●自署する。(全文、日付、氏名の自署が必要) ※内容について、具体的・正確に記載する。 →遺言内容があいまい・不正確な場合は、相続人間で争い になるおそれがある。 ●押印する。		
《遺言書を自宅等で保管》 ●改ざん防止のため、封筒に入れて封印することが望ましい。 ●遺言書の存在について相続人が 気付かない場合や、紛失の恐れ がある。	《遺言書を法務局で保管》 ●未封の遺言書と申請書、 添付書類等を提出する。  遺言の内容の助言・審査は できません。	● <b>确实</b> ・・・不備により無効になるおそれがない。 ● <b>安心</b> ・・・発見されない、改ざん、隠ぺい等のおそれがない。  ↓ ↓ <b>信憑性が高い制度</b>  ☆詳しくは、公証役場へお問い合わせください。	
本人確認	不要	<b>必ず</b> 法務局に出頭	公証役場に出頭(原則) (ただし、公証人が出張することが可能)
手数料	不要	<b>要</b> (3,900円)	<b>要</b> (財産価格による)
裁判所の 検認	<b>要</b>	不要	不要

自筆証書遺言 (民法968条)	公正証書遺言 (民法969条)
<b>メリット</b> ・証人不要で、遺言書本人の意思で自由に作成できる。 ・費用があまりかからない  <b>デメリット</b> ・相続人に発見されないことがある。 ・改ざんの恐れがある。 ・裁判所の検認が必要 (保管制度を利用すれば <b>裁判所の検認は不要</b> )	<b>メリット</b> ・公証人の関与の下、作成されるので信頼性が高い。 ・公証役場で保管されるので、改ざんの恐れが低い。  <b>デメリット</b> ・費用がかかる。 ・証人2名が必要で、内容を秘密にできない。

↓  
**法務局に預けることで  
 デメリット解消**



↓  
 遺言書保管所(法務局)  
 が遺言書を保管する制度

